

天草市中小企業者等持続化補助金 交付制度の創設について

經濟部産業政策課

1 既存中小企業者等への助成

◆ 目的

販路開拓等及び販路開拓等と併せて行う生産性向上等の業務効率化を図る(国の補助金と同様)

◆ 対象者

天草市内に住所又は本店を有し、主たる事業を営む中小企業者等(従業員20人以下の個人事業者又は中小事業者をいいます)

◆ 対象事業

- ① 直接的又は明らかに販路開拓又は売上拡大につながる事業であること(単なるリフォーム・買換えは対象外)
- ② 本事業の完了後、おおむね1年以内に売上げにつながるが見込まれる事業であること。
- ③ 事業内容が、公の秩序又は善良の風俗を害することとなるおそれがないもの

2 「国の小規模事業者持続化補助金」との関係性

- ◆ 既存の小規模事業者持続化補助金は、市内事業者においても浸透している。
- ◆ 本年度は、2次募集が7月29日まで行われたが、3次募集は未定である。



市単独補助金は「国の小規模事業者持続化補助金」の**終了後の需要をフォロー**（国の補助金からもれたものを含む。）し、**年度を通じて、既存事業者の販路開拓等を支援する狙い。**

3 補助対象経費

- ◆ 基本的には、天草市起業創業資金支援事業補助金と対象は同じ。ただし、人件費は除く。

<補助対象経費>

・官公庁への申請書類等に係る経費 ・店舗等借入費 ・改修費・設備購入費
・原材料費（試作品等に係るものに限る。） ・知的財産権等関連経費
・謝金 ・旅費 ・マーケティング経費 ・広報費 ・外注費（販売用は除く。）
委託費等

- ◆ 改修費・設備購入費は、天草市内に存する店舗、工場、事務所等に係るもの限り対象とする。

4 補助率及び補助限度額

- ◆ 補助対象金額は、補助対象経費の3分の2以内の額を予算の範囲内において交付するものとし、1補助対象者に対する補助金の限度額は、200万円とする。

5 補助事業の採択について

- ◆ 事前にAma-biZと市内商工団体の支援（意見書）を受けることを**前提条件**とする。その上で、チャレンジ審査会におけるプレゼン（面接）審査を行わず、**書類審査のみ**による判定を行う。

（理由）

- ① 内容が類似する規模拡大事業補助金については、申請者が既存事業者であることから、ほとんどのケースにおいて**計画どおり事業が遂行**されている。
- ② 事業計画・資金計画は、Ama-biZ,商工団体の支援を受けているため、十分に練られている。

6 事業期間について

- ◆ 8月中旬に交付要領を公布し、商工団体等を通じて周知を行う。
- ◆ 今回の要領は、平成29年3月末で失効するが、来年度についても、国の支援制度の動きを確認の上、同様に支援を実施する。

<ポイント>

国の「小規模事業者持続化補助金」が終了するまでは、本補助金の申請は受け付けない! ⇒ 国の経済対策を優先する。

7 申請の取り扱いについて（要領第6条第5項）

原則1：市の申請受付は10月1日から。ただし、国の持続化補助金がある限り、当該国補助金の申請を優先させる（市補助金の申請を受け付けない。）。国補助金を申請していない中小企業者等も同様の取り扱いとする。



国の持続化補助金の3次公募に係る情報（国の補正予算への計上等）を得た時点で、要領第6条第5項の「募集が行われる場合」に該当するものとし、市の補助金の受付は、当該3次公募に係る決定が行われ、かつ、それ以降で市が定める日（4次公募の有無を見定める必要がある。4次公募がある場合は、3次同様に受付を見送る。）以降にしか申請は受け付けないものとする。